

令和元年度

定例

第11回

臨時

佐用町教育委員会会議録

佐用町教育委員会

## 令和元年度 第11回定例教育委員会会議録

日 時 令和2年1月28日(火)

開 会 午後3時00分

会議場 役場3階 301会議室

佐用町教育委員会

教育長 浅野 博之

応召した教育委員(4人)

塚崎 博行 永井 薫 岡本 正 花尾 睦明

応召しなかった教育委員(0人)

会議に出席した教育委員(3人)

塚崎 博行 永井 薫 岡本 正

会議に欠席した教育委員(1人)

花尾 睦明

---

傍聴者(0人)

---

議事に関係した事務局職員

教育課長	宇多 雅弘
生涯学習課長	安東 文裕
教育課企画総務室長	大下 順世
教育課教育推進室長	大野 公嗣
教育課給食センター所長	笹谷 律子
教育課西はりま天文台公園長	西本 和彦
生涯学習課生涯学習推進室長	内海 義文
教育課企画総務室長補佐	寺田 良和

## 議事日程

開 会

日 程 1 会議録署名委員の指名

日 程 2 会議録の承認  
令和元年度第 10 回定例教育委員会

日 程 3 教育長報告

日 程 4 教育委員報告

日 程 5 議案審議  
議案第 17 号 佐用町教育情報ネットワーク管理運用規則の一部を  
改正する規則について  
議案第 18 号 心身に障害のある児童生徒の適正な就学について

日 程 6 協議・報告事項

- (1) 佐用町学童保育条例の一部を改正する条例について
- (2) 佐用町ふれあい町民プール条例の一部を改正する条例について
- (3) 佐用町ふれあい町民プール条例施行規則の一部を改正する規則  
について
- (4) 佐用町ふれあい町民プール使用料規則の一部を改正する規則に  
ついて
- (5) 佐用町民体育館条例の一部を改正する条例について
- (6) 佐用町民体育館条例施行規則の一部を改正する規則について
- (7) 校医公務災害補償条例の制定について
- (8) 令和元年度卒業式及び令和 2 年度入学式への出席について
- (9) その他

閉 会

## 開 会

教育課長 定刻がまいりましたので、ただ今から令和元年度第 11 回定例教育委員会を開会させていただきます。本日、花尾委員におかれましては所用のため欠席の報告を受けております。

それでは、会議日程に基づき会議を進めさせていただきます。

### 日程 1 会議録署名委員の指名

教育課長 日程 1 会議録署名委員の指名ですが、塚崎委員を指名させていただきます。

教育委員 はい。

### 日程 2 会議録の承認

教育課長 日程 2 会議録の承認ですが、令和元年度第 10 回定例教育委員会会議録の承認については、岡本委員に決定しておりますのでよろしくお願ひします。

教育委員 はい。

### 日程 3 教育長報告

教育課長 日程 3 教育長報告です。教育長よりお願いします。

教育長 足元の悪い中お集まり頂きまして、ありがとうございます。インフルエンザについてですが、今日の新聞には姫路市を中心に多くの学級閉鎖の情報が載っていました。本町においては 1 月に佐用小の 2 年生 1 クラスが学級閉鎖にはなりましたが、大流行にはなっていません。

適応指導教室についてですが、現在 3 人が通っています。そのうち 1 人は毎日来ていますが、もう 1 人は腰痛などの症状があり、時折顔を覗かせている状況です。あとの 1 人も 3 学期は毎日教室に来ているとのこと。不登校の女子生徒は病院の院内学級に入院しておりましたが、1 月に佐用中学校に復学し、先週から適応指導教室に意欲をもって通っているとのことですので、良い傾向にあると思います。適応教室には多い時で 3～4 人が通っている状況です。

5 年生の男子児童が、県立こども病院に入院し院内学級に通っていましたが、この程退院し上月小学校に戻って、昨日より登校しています。病状については様子を見ながらの治療になりますが、当面そのまま学校に籍を

置いて登校するとのことで、こちらも良い傾向にあることを報告します。

1月25日に西はりま特別支援学校の「西はりま祭」という学習発表会があり出席しました。小学部・中学部の学習発表と高学部については作品展示がありました。小学部はダンスや合奏、中学部はダンスや合唱を披露していました。佐用町出身で、顔見知りの子どもたちの成長した姿を見ると嬉しく思いました。

一方、佐用町出身で高等部1年の女子生徒と小学部6年の男子児童が亡くなったということを学校長よりお聞きしました。大変残念なことです。

翌26日には子ども会駅伝大会が開催され、天気も長期予報では危ぶまれていましたが比較的良い天気に恵まれ、子どもたちも元気に走っていました。6校での最後の大会になりましたが、無事に終わったことを報告させていただきます。

教育課長 教育課と生涯学習課から主な行事予定について報告させていただきます。  
(1月・2月の教育課事業計画、実施状況について説明)  
続いて、生涯学習課より説明いたします。

生涯学習課長 (1月・2月の生涯学習課事業計画、実施状況について説明)

教育課長 これ以外に、各室からの報告事項があればお願いします。

企画総務室長 2月5日から順次各学校のスクールバス運行委員会が開催されます。

教育推進室長 特にありません。

天文台公園長 特にありません。

給食センター所長 特にありません。

生涯学習推進室長 特にありません。

教育課長 報告が終わりました。委員のみなさまからご意見・ご質問がありましたらお願いします。

教育委員 (意見なし)

#### 日程4 教育委員報告

教育課長 日程4 教育委員報告です。順に報告をお願いします。

教育委員 南光文化会館で三河小学校の子どもたちが描いた絵の展示がありましたので見に行きました。とても丁寧に描かれていて、どれもすばらしい作品で感動しました。

#### 日程5 議案審議

教育課長 続いて日程5 議案審議に移ります。議案第17号 佐用町教育情報ネットワーク管理運用規則の一部を改正する規則についてを議題とします。事務局より議案を朗読いたします。

企画総務室長補佐 (議案書朗読)

教育課長 朗読が終わりました。企画総務室長より議案について説明をいたします。

企画総務室長 具体的に3つのポイントについて説明いたします。1点目として、学校の体育館については避難所の指定になっており、企画防災課が防災端末としてパソコンを設置しております。教育関係のネットワークの中で、防災関係の端末についても使用を可能とするため、避難所のパソコン設置に伴う改正となります。2点目として、ソフトウェアの利用についての棲み分けと事務の簡素化を目的とした改正となります。3点目は、教職員の人事異動に伴う届け出事務の簡素化を目的とした改正となります。  
(個々の事例・詳細について説明)

教育課長 説明が終わりました。ご意見ご質問がありましたらお願いします。

教育委員 総括管理者・管理責任者は誰が行うこととなっていますか。

教育課長 総括管理者は教育長、ネットワーク管理者は教育課長、管理責任者は校長、運用者は教員となります。

教育委員 教員からソフトウェアのインストールについて度々要望があるのですか。

企画総務室長 現在、要望並びにインストールしてあるソフトウェアのアップデートに

関する問い合わせがあり、対応しています。

教育委員 パソコン・タブレット、デジタル教科書などを含めて、学校での使用状況はどうか。学校訪問の際には全クラスの半分ほどは使用されている状況を見るので、こういった使用状況か教えてください。

企画総務室長 先生の使い方にもよると思いますが、他の市町に比べて本町の使用状況については良く使われているということは聞いています。

教育委員 今あるものを十分に使いこなさずに、自分が使いたいソフトだけを要望するというケースもあると聞いていたので、その辺りの確認をしたかったのですが、良く使われているというのであれば結構だと思います。

教育長 校内の使用状況を見ると、かなり使っている印象は受けます。国語・算数は特に使用頻度は高いと思います。音楽については音楽室にプロジェクターが設置されていないので、大型モニターを使って利用しています。デジタル教科書については、使用状況が確認できるように聞いています。

企画総務室長補佐 デジタル教科書の使用状況は学校毎、教科毎に確認できるようになっています。翌年の予算要望の際にも、使用頻度の少ない教科については契約しない旨通知していますが、概ねどの教科についても良く使われている状況です。

教育委員 デジタル教科書の利用率については回数による料金ですか。または買い取りによる料金ですか。

企画総務室長補佐 回数による利用率ではなく、学校ごとに必要な教科を選定し、年間契約による利用率となっています。

教育課長 他にご意見はありませんか。

教育委員 (意見なし)

教育課長 他にご意見が無いようですので、本件については承認ということでしょうか。



教育委員 (はい)

教育課長 続きまして、議案第 18 号 心身に障害のある児童生徒の適正な就学についてを議題とします。事務局より議案を朗読いたします。

企画総務室長補佐 (議案書朗読)

教育課長 朗読が終わりました。教育推進室長より議案について説明をいたします。

教育推進室長 1 月 22 日に佐用町教育支援委員会委員長である南光小学校長より、教育長宛てに心身に障害のある児童生徒の適正な就学について、追加の具申がありました。

(個人情報を含むため、詳細事項を割愛)

4 年生男子児童 1 人について、年度当初は通常学級に通っていましたが、保護者から特別支援学級への年度途中での入級の強い要望がありました。また担当医師からも特別支援学級への進級が妥当との意見を頂きました。教育支援委員会を開催し、協議して頂くのが本来ですが、改めてみなさんに集まって頂くのは難しく、各委員へ文書による意見聴取を行いました。13 人については特別支援学級への入級は適切である、1 人については委員長に一任するとの意見を得て、委員長より教育長への具申がありましたので、次年度以降の特別支援学級への入級についてご検討頂きたいと思えます。

教育課長 説明が終わりました。ご意見ご質問がありましたらお願いします。

教育委員 今回のように、書類による審議、年度途中での認定というのはありましたか。

教育推進室長 過去にもありました。

教育委員 入級先の特別支援学級は新設になりますか。

教育推進室長 既存の学級がありますので、そちらへ入級することになります。

教育委員 今後のことになるとは思いますが、せっかく集まって審議頂く機会があるので、該当者の審査だけに留まらず、入級を検討すべき子どもがある場

合は、名前や状況を報告しておけば、今回のように年度途中からの入級もスムーズな対応が取れると思います。そういったことも検討されてはどうかと思います。

教育長 本来であれば、教育委員会のヒアリングを受けて、教育支援委員会で審議して頂くというのが原則ですが、家庭環境が変わったことと、統合による教育環境の変化も影響してくるという考えで、特例として今回の案件は捉えています。学校側へは、教育支援委員会に諮るべき案件は挙げて欲しいと言っています。一度審議した中で取り下げるということは可能だが、追加で審議するというのは難しいと伝えています。

教育課長 他にご意見はございませんか。

教育委員 (意見なし)

教育課長 ご意見が無いようですので、本件については承認ということでよろしいでしょうか。

教育委員 (はい)

#### 日程6 協議・報告事項

教育課長 日程6 協議・報告事項に移ります。(1)(2)(3)(4)は関連がありますので、一括して上程いたします。(1)については企画総務室長より、(2)(3)(4)については生涯学習推進室長より説明をいたします。

企画総務室長 (1)佐用町学童保育事業の一部を改正する条例について、以前の定例教育委員会でもご審議頂きましたが、令和2年4月から佐用学童保育が町民プール内の1室で開設となりますので、これに伴う条例改正です。学童保育の開設地の住所地について変更を行うものです。  
(新旧対照表により説明)

生涯学習推進室長 (2)佐用町ふれあい町民プール条例の一部を改正する条例について、(3)佐用町ふれあい町民プール条例施行規則の一部を改正する規則について、(4)佐用町ふれあい町民プール使用料規則の一部を改正する規則については、佐用学童保育を町民プールで開設することに伴う改正です。佐用学童保育の開設に伴い、町民プール内の多目的ホールが使用不可になりますの

で、使用料・申請書類等の該当項目を削除するものです。  
(新旧対照表により説明)

教育課長        まず、(1)佐用町学童保育事業の一部を改正する条例についていかがでしょうか。

教育委員        前回の定例会で出ていましたので問題ないと思います。

教育課長        それでは、(1)佐用町学童保育事業の一部を改正する条例については承認ということで確認させて頂き、3月議会に上程させて頂きます。  
本来であれば、議決後に学童保育の募集をさせて頂くこととなりますが、これを待っていれば募集が間に合わなくなりますので、今月から募集を開始させて頂きます。  
(2)佐用町ふれあい町民プール条例の一部を改正する条例、(3)佐用町ふれあい町民プール条例施行規則の一部を改正する規則、(4)佐用町ふれあい町民プール使用料規則の一部を改正する規則、それぞれについていかがでしょうか。

教育委員        (意見なし)

教育課長        ご意見が無いようですので、この3件につきましてもご承認ということで確認させて頂きます。次に、(5)佐用町民体育館条例の一部を改正する条例について、及び(6)佐用町民体育館条例施行規則の一部を改正する規則については関連がありますので、一括上程させて頂きます。  
生涯学習推進室長より説明をいたします。

生涯学習推進室長 (5)佐用町民体育館条例の一部を改正する条例について、及び(6)佐用町民体育館条例施行規則の一部を改正する規則については、第10回定例教育委員会に上程されておりました、佐用町立小学校の統廃合に伴う条例改正でございます。

(新旧対照表により説明)

こちらの案件につきましても、本日ご承認いただけましたら3月議会に上程予定としております。

教育課長        ご意見ご質問がありましたらお願いします。

教育委員 (意見なし)

教育課長 ご意見が無いようですので、この2件に関してご承認ということで確認させていただきます。

教育課長 続いて(7)校医公務災害補償条例の制定についてを議題とします。企画総務室長より説明いたします。

企画総務室長 「公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律」の一部が改正されたことにより、校医の公務災害については、市町村の条例に基づき補償することになったことによる条例制定です。これまで、学校医等の公務災害についての保険は、民間の保険会社に加入していましたが、この条例の制定により兵庫県町村会非常勤職員公務災害補償保険への加入が可能となるため、より条件の良い補償を受けることが可能になります。ご協議の上、承認を頂ければ、3月議会への上程を行います。

教育課長 説明が終わりました。ご意見ご質問がありましたらお願いします。

教育委員 学校医は誰が委嘱しますか。

教育課長 教育委員会で委嘱します。

教育委員 公務災害については滅多に起こらないとは思いますが、過去には何件かの事例はありましたか。

教育課長 学校医に関しては、公務災害の事例は承知しておりません。非常勤特別職としては自治会長が、十数年前に台風被害の見回り中に事故に遭われ亡くなられたケースがあります。この件では遺族年金を支給しています。

教育委員 保障の額というのは何か基準がありますか。

教育課長 学校医・歯科医は同じ、薬剤師は少し低い補償額になります。基礎額というのがあり、校医の経験年数によって区分が分れます。

教育委員 健診など、学校との往復の際の交通事故などの判断は難しいと思いますが、教育委員会で判断するようになるのですか。

教育課長 公務災害認定委員会というものがあるので、そちらで判断することになります。

教育課長 他にご意見等ございませんか。

教育委員 (意見なし)

教育課長 ご意見が無いようですので、本件についてはご承認ということで確認させていただきます。続いて(8)令和元年度卒業式及び令和2年度入学式への出席についてお諮りします。

教育課長 例年、卒業式・入学式については教育委員のみなさまに分担して出席頂いております。割り振りを表に記載していますので、ご確認ください。なお、三河小学校につきましては卒業式に引き続き閉校式がありますので、委員のみなさまには卒業式からご臨席頂きますようお願いいたします。

教育委員 利神小学校の閉校式についてはどうなりますか。

教育課長 利神小学校の閉校式は3月24日の修業式後になります。こちらも委員全員に出席頂きたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。参集時刻などについては後日案内いたします。

教育課長 (5)その他についてです。まず、教育課から報告させていただきます。

最近、「GIGAスクール構想」という言葉をお聞きになったことはございませんか。これは、タブレット端末を児童生徒1人に1台整備するという政策で、年末に補正予算が成立しました。本年度の補正予算での事業ですので、今から事業採択しても繰越事業になることは必至です。本町としては補助要綱もまだ決まってない状態で、詳細な事業費をまとめることは困難と見て、3月補正への計上は見送ることとしています。詳細が示された時点での予算化を考慮し、6月補正での対応を考えています。

(補助事業の内容等について説明)

企画総務室長補佐 県内44の自治体・組合のうち、4分の3は3月補正での対応を考えているようです。本町も含め、残り4分の1は6月もしくは9月補正での対応を考えているようです。LAN環境の整備事業については夏休みなどに集中すると思っておりますので、作業員の確保や物資の確保が難しく、年度内に

完成できない自治体が多数出てくるのではと想像しています。

教育課長 全校には既にネット環境は整備されていますが、この度の「G I G Aスクール構想」では大容量通信が可能となるよう整備するもので、莫大な事業費になると想定します。

教育委員 予算はどのようになりますか。補助金はあるのですか。

教育課長 事業費の2分の1が国庫補助となります。残り2分の1は各自治体負担になりますが、本年度の補正予算対応と来年度補正予算対応とでは、起債の割合が変わってくるようになります。

教育長 今現在も動画などの閲覧はできていますので、すぐに見られなくなるということはありませんが、全校生徒が一斉にネットに繋いだ場合を想定した整備になってくると認識しています。

教育委員 パソコン教室には1クラス分のタブレットが整備してあると思いますが、児童生徒1人1台の整備となると何台くらい必要になりますか。

企画総務室長補佐 令和2年度4月時点の児童生徒数で計算すると、約1,000台となります。パソコン教室に整備してあるものを差し引いた数で調整をしたいと思いますが、導入から3年は経過していますので、古い機種をどの学級・どの学年で使用させるか、またはどの学校で使わせるのかといった事も考えなければいけないと思います。

教育長 1人1台ともなると、どうやって管理するのかということも考えないといけなくなってくるので、早急な対応というのは難しいと考えます。

教育課長 タブレットの整備ができた時に、どうやって使わせるか、どのように学習に生かせるかといったことが、現場では課題になってきます。先生方の負担にもなってくると思います。

教育委員 全員にタブレットを持たせて、国はどういった教育を進めて行こうと考えているのですか。

企画総務室長補佐 ランドセルにたくさんの教科書を詰めて通学しているのが、近い将来に

はタブレット1台を詰めて学校に行くようになるのではとされています。学習発表に使う資料を検索したり、補助教材として動画を見たり、問題の解き方を班で共有したりというような使い方ができるとされています。

教育課長 近い将来、小学校入学時には保護者がランドセルと併せてタブレットを買うというのが常識になってくるかもわかりません。

教育委員 タブレットの価格はどのくらいになるのですか。

企画総務室長補佐 国の補助では1台4.5万円を上限としています。100%補助です。機種によっては4万円・5万円台のものもありますが、3年前に整備したものは10数万円しましたので、どのような機種を選ぶかによって金額は変わってきます。

教育委員 タブレット整備の他に維持費もかかってくると思いますが。

企画総務室長補佐 メンテナンス費用であるとか、故障や不具合への対応も考える必要があります。保守費用、あるいは保険料などが必要になると思います。

教育課長 タブレットの調達については、県全体で共同調達するということになりそうです。全国的に見てもそのような傾向になるようです。まとめて数万台を調達することによって費用の圧縮が期待できます。

教育委員 タブレットは家庭に持って帰って学習に使うようになりますか。

教育課長 今のところ学校のみで使用することになると思います。

教育委員 教科書ソフトはタブレットには入らないのですか。

企画総務室長補佐 デジタル教科書などは入っていません。ソフト使用料として更に膨大な費用となるため、町の負担が増えることとなります。

教育長 教科書自体は無償給与ですので、将来、デジタル教科書も無償になるかもわかりませんが、今のところはわかりません。

教育委員 ICT等に先進的に取り組んでいる学校は、タブレットを持ち帰って学

習に使っているところもあるようですが、そうなることはありますか。

教育課長 先進的な取組をされているところは個人で購入し、持ち帰って学習に使っているようですが、紛失や盗難・破損の恐れもあるため、今のところ持ち帰っての運用は考えていません。

教育長 個人で購入するとなると、保護者の所得の状況によっては買えない家庭が出てくる可能性もあり、難しいところではあると思います。

教育課長 中学校入学時に自転車購入の補助をしていますが、そのような制度を作ることも必要になってくるかもわかりません。

教育委員 小さいころからネット環境やそういった技術に慣れ親しんでいくことは大事だとは思いますが、果たして十分な学習能力の向上が図れるのかどうか、個人的には諸手を挙げて賛成という考えにはなりません。

教育委員 ただ機械を入れただけで済むという話ではないので、管理面だとか、セキュリティ一面にしても十分検討しないといけないと思います。

教育課長 この件に関してはわからない部分も多くありますので、みなさんの意見や知恵をお借りしながら進めて行きたいと思います。

教育課長 他に報告事項などありましたらお願いします。

企画総務室長 特にありません

教育推進室長 特にありません。

天文台公園長 特にありません。

給食センター所長 給食だよりを配布しています。今月で中学3年生の給食が終わりますので、献立のアンケートを取ってリクエストの多かったものをメニューに入れています。

生涯学習推進室長 特にありません。



教育課長 予定しておりました協議事項は全て終わりましたが、全体を通して、ご質問等がありましたらお願いします。

教育委員 (意見なし)

教育課長 ご意見が無いようですので、本日の会議はこれをもって終了となります。閉会の挨拶を教育長より申し上げます。

教育長 本日は学童の関係や学校統廃合の関係で、多くの条例・規則について審議して頂きありがとうございました。これに従って今後進めて行きたいと思っておりますので、今後ともご協力頂きますようお願いいたします。本日はありがとうございました。

閉会 午後4時25分

佐用町教育委員会会議規則第16条の規定によりここに署名する。

令和2年2月25日

教育長 浅野博之

署名委員 塚崎博行